



### らくらく筋力アップで健康に

簡単な運動で筋力はアップします。運動指導士が個人にあわせたメニューで運動不足を解消し、あなたの健康づくりを支援します。気持ちのいい運動をして、毎日を健康に過ごしましょう。

【こんな人を募集します】  
○体力をつけたいけどやり方がわからない  
○足が弱って歩くのがちよつと怖くなってきた  
○運動は好きだけど一人じゃ続かない  
○運動を通じていろんな人と知り合いたい

■対象：朝倉市内の65歳以上の人



- 期間：10月〜12月の毎週火曜日と金曜日（合計24回）
- 費用：2400円（24回分）
- 場所：いしずえ荘（入地）
- 時間：9時30分〜11時30分
- 定員：12人
- 申込方法：電話で申し込む
- 申込先：いしずえ荘 ☎529030

### 朝倉市戦没者追悼式

福祉事務所

市出身の戦没者と一般戦災死没者を追悼し、平和の誓いを新たにするため、戦没者追悼式を行います。

■日時：9月26日（土）、10時〜

- 場所：ピーポット甘木 大ホール
- 市福祉事務所 障がい者福祉係（内線61120・121）

### 【国民健康保険加入者へ】柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

保険年金課

柔道整復師は骨折、脱臼、ねん挫、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。整骨院や接骨院などで柔道整復師から施術を受けるときには、国民健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があるので、正しい知識を持って施術を受けましょう。

◎国民健康保険が使えるもの  
・ねん挫、打撲および挫傷（肉離れなど）  
・骨折、脱臼の応急手当（応急手当でない場合は医師の同意が必要）

×国民健康保険が使えないもの（全額自己負担）  
・内科的原因（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等）による痛みやコリ  
・仕事やスポーツによる肩こり、筋肉疲労  
・あん摩（指圧およびマッサージを含む）のみを必要とするもの 等

同一の負傷について、同時期に他の病院と、保険を使つての重複受診はできません。療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

③療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう

④施術が長期になる場合は医師の診察を受けましょう

⑤医療費通知が届いたら、施術の有無や請求金額に誤りがないか確認しましょう

◎領収書は必ずもらいましょう  
領収書の無料発行が義務付けられています。医療費通知と併せて、自身の健康管理や医療費の管理にも活用しましょう。医療費控除を受ける際にも必要なので、大切に保管してください。

①負傷原因を正確に伝えて、保険が使えるか確認しましょう  
外傷性の負傷でない場合や労災保険の対象の場合は、保険の対象なりません。また、交通事故の場合は、事前に市保険年金課に連絡が必要です。

②病院で治療中のもとの重複はできません

○市保険年金課では、厚生労働省からの通知に基づき、国保加入者に対する柔道整復施術療養費（整骨院・接骨院での施術）の適正化への取り組みを行っています。啓発や患者調査などを実施するので、ご協力よろしくお願ひします。

■市保険年金課（内線61152）

### 「介護職員初任者研修」受講者募集

介護サービスク

介護業務に従事しようとする人および従事している人を対象に、公益財団法人 福岡県市町村振興協会主催による「介護職員初任者研修」が開催されます。※厚生労働省の制度改正により、「訪問介護員養成研修2級課程（ホームヘルパー2級養成講座）」から「介護職員初任者研修」になりました。

■日時：10月27日〜平成28年2月18日の指定された火・木曜日、10時〜17時

■場所：めぐまーる 学習館（筑前町久光951-1）

- 定員：6人（市内在住者に限る）
- 費用：受講料2万円（テキスト代等）
- 申込方法：申込抽選日に、申込書を持参し抽選（申込書は、本庁介護サービスク、朝倉支所、杷木支所の市民窓口係で配布）
- 申込抽選日：9月25日（金）、《受付》13時30分〜14時
- 申込抽選会場：市役所別館第1会議室
- 市介護サービスク（内線61229）

### 市制施行10周年記念 第10回朝倉市長杯 障害者グラウンドゴルフ大会参加者募集

福祉事務所

■日時：10月10日（土）受付9時〜

■場所：朝倉市グラウンドゴルフ場（甘木B&G海洋センター横）

■参加資格：市内在住の身体障害者手帳保持者。団体戦の参加は1チーム3人。個人戦の参加は個人で申し込み

■申込方法：各地区身体障害者福祉協会

- 会支部長、市福祉事務所障がい者福祉係、各支所市民窓口係で配付している申込用紙に記入し、障がい者福祉係もしくは、各支所に提出する。
- 申込期限：9月30日（水）
- 市福祉事務所障がい者福祉係（内線61120）

### 屋外広告物の掲示には許可が必要です

建設課

広告物（広告塔、アドバルーン、のぼり旗、立看板、はり紙）を屋外に掲示する場合は、福岡県の条例に基づき「広告物の規格」、「表示できる場所、物件」などを規制しているので、許可が必要です。

国では、毎年9月1日〜10日まで「屋外広告物適正化週間」と位置づけ、重点的に違反広告物に対する意識啓発等推進しています。

禁止物件に広告物を掲示すると、人や車などの安全な通行を妨げたり、道路標識の見誤りで交通事故を誘発した

- りする恐れがあります。市では禁止物件に掲示されている違反広告物を撤去しています。
- 広告物掲示禁止物件：橋、道路の防護柵、信号機、道路標識、街路樹など
- 実施時期：随時
- 実施区域：市内全域
- なお、取り除いた広告物（はり紙を除く）は一定期間保管した後、廃棄処分します。保管期間・場所などは市役所掲示場に公告します。
- 市建設課用地管理係（内線61213、217）

### 平成27年国勢調査を10月1日現在で行います

行政情報課

この調査は、日本国内に住んでいる全ての人および世帯を対象とし、9月から10月にかけて調査員がお伺いします。今回は、インターネットができるパソコンやスマートフォンからも回答ができます。

なお、調査票に記入された内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対ありません。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願ひします。

■総務省統計局・福岡県・朝倉市

## 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

総務財政課

市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」といいます）は、不動産の登記名義人となることができません。しかし、認可地縁団体が所有する不動産の中には、登記名義人が多数で相続登記がされていないなどの理由から、所有権の移転登記の手続きをとることが困難な場合があります。

この問題を解決するため、地方自治法において認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例が設けられ、一定の手続きを経て市長が証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。登記の特例の適用を受けるために

は、次に掲げる要件を満たしているとともに、市長に対し公告の申請をする必要があります。

- ① 不動産を所有していること
  - ② 不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
  - ③ 不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員（またはかつて構成員）であること
  - ④ 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと
- 要件、申請方法等について、詳しくはお問い合わせください。
- 問 市総務財政課（内線61-315）

## サン・ポートへのごみ搬入時の飛散防止について

環境課

家庭から出るごみをサン・ポートへ直接搬入される場合は、ごみが飛散しないように、シート、ロープをかける等の対応をお願いします。また、道路

にごみが飛散した場合は、必ず片付けてください。

問 市環境課（内線65-13）

## 「あさくら地産地消推進店」を募集しています

農業振興課

この制度は朝倉地域産の農産物等の消費拡大と市民の意識向上や地域農業の活性化を図ることを目的とし、朝倉地域産の農林水産物、畜産物等を積極的に販売・活用する市内の店舗等を、「あさくら地産地消推進店」として認定するものです。

認定基準を満たした店舗等は市から認定証が交付され、のぼり旗を配布します。また、市のホームページなどで推進店を紹介していきます。

### ■認定対象

市内で営業している飲食店、販売店、農産物直売所、旅館、加工業者等

### ■認定基準

年間を通じて朝倉地域産の農林水産物、畜産物等ならびにその加工品を販売または食材として活用すること。  
※これ以外にも、別に基準がありますので実施要領をご確認ください。

### ■申請方法

申請書に必要事項を記載し、郵送・メール・FAX・持参のいずれか

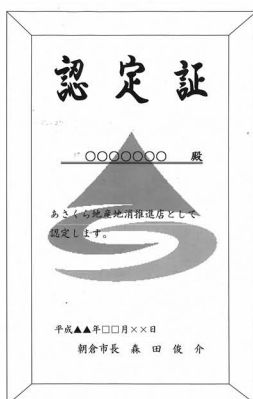
で市農業振興課まで提出。

### ■申請書の取得方法

申請書は市役所本庁、朝倉・杷木支所の各窓口から入手、またはホームページからダウンロードしてください。

■申請期限：11月30日（月）

問 市農業振興課（☎52-1427）



▶ 認定証

◀ 目印ののぼり旗

